

宇部市子ども計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

宇部市子ども計画策定支援業務

2. 目的

令和5年4月に子ども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村子ども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務では国の子ども大綱及び山口県の子ども計画を勘案した「宇部市子ども計画」を策定することを目的とする。

3. 包含する既存の計画

- ・第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画「子育てプラン・うべ」
- ・第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画（次世代育成支援行動計画を包含）

4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5. 業務内容

(1) アンケート調査

子ども施策の検討及び子ども計画策定のための基礎資料とするためのアンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。

受託者は、国の基本指針や子ども大綱を基に、現在の宇部市の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。

【アンケート調査の実施概要】

	内容	調査対象	配布数	配布・回収方法 (予定)
ニーズ調査	子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込みの算出に資する内容、子ども・子育て施策全般に生かすための調査	未就学児童保護者 小学生保護者	3,000	郵送配布 郵送+Web 回答
生活実態調査	次世代育成支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に資する内容	小学5年生 中学2年生 その保護者	全生徒 約2,500 世帯	学校配布 Web 回答のみ
若者意識調査	子ども・若者育成支援に生かすための調査	一般市民 (15歳～39歳)	1,500	郵送配布 郵送+Web 回答

※調査内容は上記を基本とするが、調査方法や対象者数等も含め、市と協議の上決定する。

※調査票の作成や発送・回収にかかる費用は受託者が負担することとし、封筒代のみ市が負担する。

(2) 関係団体等に対する調査

保健福祉関係や、子ども・子育て支援、教育関係団体等の現状や意向を把握し、今後の施策方針や連携体制を検討するため、約 50 団体を対象にヒアリング又はシート調査を実施し、結果のとりまとめを行う。

(3) 子ども・若者の意見聴取

子ども・若者の意見を可能な限り反映させるため、アンケート調査とは別に、多様な方法で子ども・若者の意見聴取を行う。実施方法は以下のようなものを想定しているが、詳細は受託者からの提案を基に、市と協議のうえ決定する。

- ・子ども・若者会議の開催（学校内、公募など）
- ・放課後児童クラブ、フリースクール、子ども食堂、本市が設置する若者の居場所「若者ふりースペース」など、子ども・若者の活動の場や生活の場における意見交換
- ・インターネットや SNS を活用した意見聴取

(4) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び現行の「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」等の取組への評価などを整理し、宇部市の子ども・子育て支援や子ども施策に関わる課題を抽出する。

(5) 調査結果報告書の作成・印刷

アンケート調査、関係団体等に対する調査及び子ども・若者の意見聴取の結果をとりまとめた報告書を作成する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、子どもの意見等を反映した計画案を作成する。

(7) フィードバック資料（一般・子ども向け）の作成・印刷

アンケート調査や子ども・若者の意見聴取の結果、どのように計画に反映させることになったのかについて、住民に広くフィードバックするための概要資料及び子どもにフィードバックするための概要資料を作成する。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 計画書及び概要版（一般・子ども向け）の作成・印刷

概要版については、本編から要点を的確に抜粋し、全計画との比較や計画全体が把握できるような構成とし、イラストや図表を多用するなど、子どもや市民にわかりやすいデザインやレイアウトとすること。

(10) 会議の運営支援

宇部市の子ども・子育て審議会（4回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(11) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して宇部市に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

6. 成果品

- ・ 調査結果報告書（電子媒体）1部
- ・ フィードバック概要資料（A4判、30頁程度、墨1色刷）：100部
- ・ フィードバック概要資料 やさしい版（こども向け）（A4判、8頁程度、4色刷）：100部
- ・ 宇部市こども計画（A4判、100頁程度、表紙4色刷・本文墨1色刷）：300部
- ・ 宇部市こども計画概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：100部
- ・ 宇部市こども計画概要版 やさしい版（こども向け）（A4判、8頁程度、4色刷）：100部
- ・ 上記データ一式
- ・ 情報提供資料一式
- ・ 業務実施報告書（電子媒体）1部
- ・ 打合せ記録簿（電子媒体）1部

7. その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ宇部市と協議し、決定すること。
- ・ 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、宇部市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・ アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。